



箕面市みどりの基本計画



策定：平成16年8月

改訂：平成24年3月

改訂：令和8年3月



箕面市

目次

第1章 計画の前提	1
1. みどりの基本計画とは.....	1
2. 計画の背景.....	2
2-1 計画改訂のポイント.....	2
2-2 背景と目的.....	4
3. 計画の位置づけ.....	6
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の対象.....	7
第2章 現況特性と課題	9
1. 社会的現況特性.....	9
1-1 風土.....	9
1-2 人口動態.....	9
1-3 土地利用.....	10
1-4 文化と歴史.....	11
2. みどりの現況特性.....	12
2-1 本市のみどりの量.....	12
2-2 みどりの構造－3つの大別構造－.....	22
2-3 箕面らしいみどりの継承.....	24
2-4 多様な市街地のみどり.....	26
3. これまでの取組と制度.....	29
3-1 規制・誘導型の取組と制度.....	29
3-2 市民参加型の支援制度.....	31
3-3 活動資金等の支援の取組と制度.....	32
4. 市民アンケート結果.....	33
4-1 アンケート結果.....	33
4-2 アンケート結果による課題の認識.....	41
5. 本市のみどりの課題.....	42
5-1 本市のみどりの課題.....	42
5-2 課題のまとめ.....	44
第3章 計画の将来像	47
1. みどりの将来像.....	47
2. 「みどりの将来像」を実現するための基本方針.....	48

第4章 実現に向けた取組	51
1. 基本方針と取組.....	51
2. 取組一覧.....	52
3. 基本施策.....	54
3-1 基本方針1に基づく取組・施策.....	54
3-2 基本方針2に基づく取組・施策.....	57
3-3 基本方針3に基づく取組・施策.....	59
3-4 基本方針4に基づく取組・施策.....	62
第5章 緑化重点地区	64
1. 緑化重点地区の設定.....	64
1-1 緑化重点地区の概要と目的.....	64
1-2 緑化重点地区設定の基本的な考え方.....	64
第6章 数値目標	69
1. 計画の数値目標など.....	69
1-1 計画のフレーム.....	69
1-2 計画の確保目標水準.....	70
1-3 計画の推進体制.....	73
2. 公園整備内容.....	74
2-1 住区基幹公園・都市基幹公園の基本的な整備方針.....	74
2-2 公園整備内容.....	74
参考 策定経過	77
1. 策定経過.....	77
2. 検討体制.....	77

第1章 計画の前提

1. みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に基づき、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを定める、市町村のみどりに関する総合的な計画です。

過去には、「緑のマスタープラン」や「都市緑化推進計画」の策定が進められてきましたが、気候変動問題の深刻化や、みどりをベースにしたまちづくりに対する市民のニーズの高まり、価値観の多様化などに対応し、みどり豊かな都市環境を形成するため、平成6年の都市緑地保全法の改正により「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」制度が創設されました。その後、平成16年に制度が拡充され、平成29年の都市緑地法改正により緑地の定義に農地が含まれるようになったことで、より一体的なみどりの施策が進められるようになりました。

令和6年の都市緑地法の改正により、国は、都市緑化行政の推進目標や官民の取組の方向性を示す必要性、広域でネットワーク性のある緑地の総合的で計画的な保全・創出の必要性を示し、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下、「緑の基本方針」）を定めています。その基本的な方針として、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上など、様々な社会課題に対応するため、都市における緑地の重要性や、国全体での質・量の両面での緑地の確保の必要性を打ち出しています。

また、都道府県でも緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下、「広域計画」）の策定が推進されることになりました。

このように「みどりの基本計画」は、国や都道府県の各計画と連携を取りながら、市町村が独自性や創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備や維持・管理、そのほかの公共公益施設及び民有地の緑化推進等、まちのみどり全般について、「みどりの将来のあるべき姿」と「それを実現するための施策」を明らかにするものです。

2. 計画の背景

2-1 計画改訂のポイント

平成24年に行った前回の計画改訂以降、関連法令の改正、社会情勢の変化やニーズの多様化に応じて新たなみどりの施策を実施してきました。これらの施策を計画に改めて位置づけるとともに、計画の確保目標水準を検討し、望ましい将来像の実現化に向けた方策を踏まえた計画とするため、今回改訂を行うこととしました。

計画改訂にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

①緑の基本方針（国）、緑の広域計画（「大阪府みどりの広域計画」）との整合

②これまでの取組の位置づけ

- ・社会情勢の変化やニーズに応じて、これまでに開始したみどりの施策を本計画に位置づける。
- ・市民・市民団体や事業者による、みどりに対する先駆的かつ主体的な取組を本計画に位置づける。

③“みどり”の取組の推進

【公共空間のみどり】

- ・今後も計画的に整備を進め、市民及び民間事業者の参加や協力を得て、適切に維持管理していく。
- ・官民連携における主体的な取組を支援する仕組みを推進する。

【私(個人・民間)空間のみどり】

- ・量と質の向上に向けて、市民及び民間事業者の主体的な取組を引き出す仕組みを推進する。

④意識の向上

- ・本市のみどりの状況や変化を分かりやすく伝え、多くの市民が“みどり”を増やす取組に参加する意識が高まるよう、「計画の目標水準」を定め、取組の進捗管理を行う。

表1-1 関連計画の策定経過

年月		策定経過
昭和55年	3月	大阪府緑のマスタープラン策定(目標年次平成12年)
昭和56年	3月	箕面市緑のマスタープラン策定(目標年次平成12年)
昭和59年	3月	大阪府緑のマスタープラン見直し(目標年次平成12年)
昭和60年	3月	箕面市緑のマスタープラン見直し(目標年次平成12年)
平成3年	3月	箕面市緑のマスタープラン見直し(目標年次平成22年)
平成6年	6月	都市緑地保全法の一部改正(みどりの基本計画の制度化)
平成8年	8月	箕面市都市計画マスタープラン策定
平成11年	2月	箕面市緑のマスタープランの見直し(目標年次平成22年)
		大阪府広域緑地計画策定(目標年次平成37年)
平成16年	6月	都市緑地法制定(都市緑地保全法の改正)
	8月	箕面しみどりの基本計画策定(目標年次平成37年)
平成21年	12月	大阪府みどりの大阪推進計画策定(目標年次平成37年)
平成24年	3月	箕面しみどりの基本計画見直し(目標年次平成37年)
平成28年	2月	箕面市立地適正化計画策定
平成29年	5月	都市緑地法の改正(緑地の定義に農地を含める)
令和6年	5月	都市緑地法の改正(国や都道府県からも都市における緑地の保全等に関する基本方針を定める)
令和8年	3月	大阪府みどりの広域計画策定 (みどりの大阪推進計画改定計画)

2-2 背景と目的

本計画の改訂にあたり、関連法令の改正を含め、近年の社会的背景等を以下のとおり整理しました。

(1) 環境問題に対する世界的潮流

近年、自然環境の破壊や自然生態系の悪化等が進み、地球温暖化や気候変動による気象災害の激甚化が目に見える形で進んでいます。こうした状況を受けて、人々の地球環境問題への意識が高まっています。

また、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル^{*1}」の推進や、生物多様性の回復を目指す「ネイチャーポジティブ^{*2}」の考え方の広がり、自然資源の有効活用、持続可能な循環型社会（SDGs^{*3}への取組）への変革が求められています。

このような中で、“みどり”は、生物多様性の確保や温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の吸収、大気の浄化など、環境保全において重要な役割を果たすものとして期待されています。

(2) ライフスタイルや価値観の多様化、「心の豊かさ」の重視

わが国は高度に成熟した社会であり、新型コロナウイルス感染症の拡大も影響して、人々の価値観が変化しています。これまでのような物質的な豊かさよりも、「こころの豊かさ」や「アイデンティティ（らしさ・独自性）」、「ウェルビーイング^{*4}（身体的・精神的・社会的に良好な状態）」を重視する傾向が強まっています。

“みどり”には、精神的・身体的な健康の増進や生活を豊かにする効果があることがわかっています。

人と自然が共生し、更にウェルビーイングの向上につながるよう、緑地の質と量を充実させていくことを考える必要があります。

(3) 都市計画の考えの変化とみどりの重要性

わが国では、人口減少・高齢化が急速に進む中で、地方都市の広がった市街地をコンパクトにまとめ、生活の利便性を維持・向上させるまちづくりを推進し、地域経済の活性化や都市の持続性の確保に繋げる「コンパクト・プラス・ネットワーク^{*5}」という方針が掲げられています。これを受け、地方都市には、地域の自立や独自の風土と歴史を継承しつつ、都市計画に沿ったまちづくりが求められています。

一方で、都市における“みどり”の重要性も高まっていることから、コンパクトなまちづくりと合わせて、都市のレジリエンス^{*6}（回復力）向上や環境負荷低減を同時に目指す戦略が必要です。“みどり”を「グリーンインフラ^{*7}」としてまちづくりに活用するなど、まちづくりの環境基盤に“みどり”の考え方を反映していくことが重要です。

(4) 市民の主体性・地域の独自性のあるまちづくり

成熟した社会では、多様な主体が協働して取り組む官民連携を基軸とした制度（PPP*⁸、PFI制度*⁸、アドプト・プログラム*⁹等）があり、多様な主体と連携しながら、市民自らがまちづくりに関わる機会が増えています。本市でも、山間・山麓部の保全活動など、多くの市民や市民活動団体が“みどり”に関わる主体的な活動を続けています。

“みどり”は、生活に密着した身近で普遍的な存在として、まちづくりやコミュニティづくりの手段として、今も変わらず期待されています。

(5) みどりを支えてきたこれまでの社会システムの変化

自然環境（みどり）には、農業や林業、里山など、人々の暮らしや社会の仕組みによって守られてきた多くの自然や生態系があります。しかし、農業生産人口の減少や高齢化、人材不足、里山林や農地の経済価値の低下により、それまでの維持管理の仕組みが崩壊し、“みどり”は大きな支えを失いました。その結果、放置される森林が見られるようになり、農地においても昭和50年代ごろから耕作放棄地や住宅地への転用が進んでいます。

また、住宅地など身近な場所でも土地の細分化が進み、生け垣や大木が伐採されるなど、まちの中の“みどり”にも大きな変化が起きています。

今後も“みどり”を守り育てていくためには、これらの社会課題に対応した、新しい連携体制の構築や財源確保策が必要です。

【参考】

- ・都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）（令和6年12月、国土交通省公示 第1367号）
- ・グリーンインフラの推進について（令和6年9月、国土交通省総合政策局環境政策課）
- ・グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5年9月、国土交通省）

3. 計画の位置づけ

箕面市では、「みどりの基本計画」策定以前から、「緑のマスタープラン」や様々なみどりに関する施策の推進により、みどりの保全・創出に取り組んできました。今回の改訂では、計画の「将来像」と「基本方針」を継承するとともに、計画の背景に示すように、新たな社会潮流に対応した内容とし、新たな概念や新技術等を取り入れた施策などを合わせ、かけがえのない「箕面らしいみどり」を次世代へ引き継ぐ計画としています。

また、上位計画との整合や関連計画と連携する内容とし、「箕面すみどりの基本計画改訂版策定会議」での議論を経て、改訂を行いました。

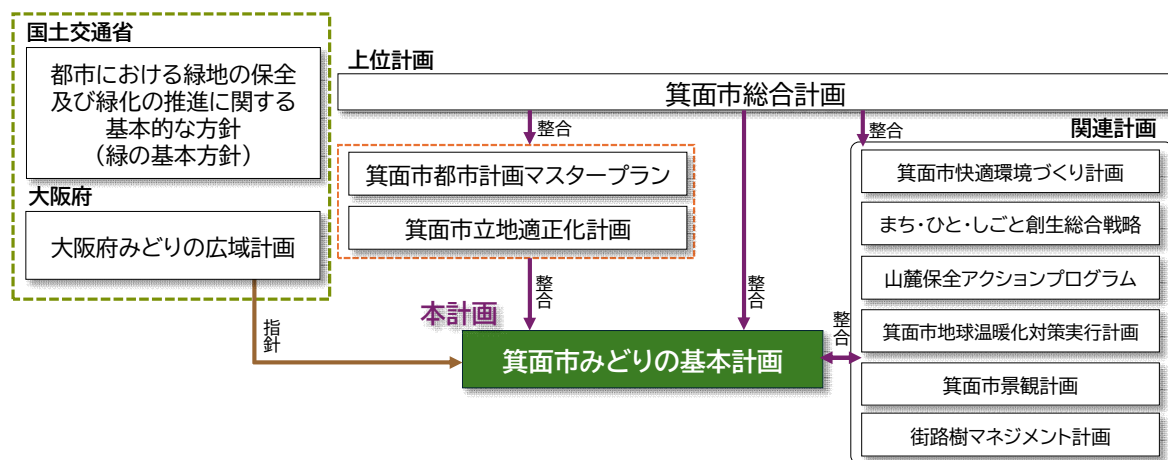


図1-1 本計画の位置づけ

4. 計画の期間

本計画では計画期間を10年とし、令和17年度（2035年度）を目標年次とします。社会情勢の変化に対応するため、令和12年度（2030年度）を中間年次とし、計画の確保目標水準の確認及び本市のみどりの施策の取組の進捗状況の把握を行います。

さらに、上位計画や関連計画等の見直しの際には、併せて本計画の見直しも行う予定です。また、この期間中にも、機会に応じて計画の進捗状況の把握と評価を行います。

表1-2 計画期間

計画期間	中間年次	目標年次
10年	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)

5. 計画の対象

本計画の対象範囲は、本市全域とします。

また、次のような“みどり”を本計画の対象とします。

“みどり”とは、山地の森林、まちなかの樹林・樹木・緑地、公園、農地及びこれらと一体となった水辺、オープンスペースなどを指します。

※ひらがなの“みどり”には、樹木などの植物としての緑だけでなく、緑と一緒にあるオープンスペースも含まれます。

表1-3 対象となる“みどり”

みどり	緑地	施設緑地	都市公園	街区公園や近隣公園など都市公園法による公園
			市民の森、公共・民間施設	都市公園法以外で公園的機能を有するもの
		地域制緑地	法によるもの	近郊緑地保全地域・自然公園・保安林・風致地区・生産緑地地区・市民農園など
			条例等によるもの	箕面市都市景観条例「山なみ景観保全地区」など
	緑化空間	公共	水辺・オープンスペース	道路・河川など緑化空間
			建築敷地	官公庁施設・学校・公営住宅などの緑化空間
民間		水辺・オープンスペース	企業グラウンド・ため池・農地などの緑化空間	
		建築敷地	個人宅やマンション・企業の敷地	

“みどり”には、本来、以下のような効果があるとされています。

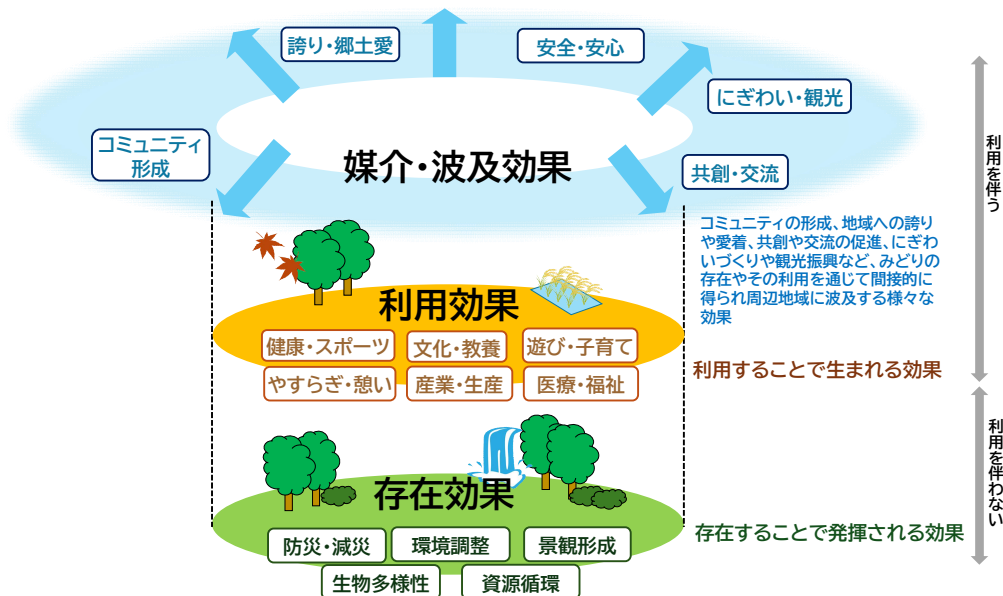


図1-2 みどりの効果

【参考】グリーンインフラ推進戦略 2023/国総研資料 第 914 号から整理

単語解説

*1 カーボンニュートラル (Carbon Neutral/脱炭素)

温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡させることを意味します。そのカーボンニュートラルが実現された社会を“脱炭素社会”と呼びます。

*2 ネイチャーポジティブ (Nature-positive)

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

*3 SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)

SDGsとは、ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、17の目標と169のターゲットと230の指標からなり、「持続可能な開発目標」と訳されます。

SDGsは2030年の未来像を示すもので、「持続可能な開発」とは、将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発を指します。環境問題に関わる目標を含め、あらゆる分野の社会課題と長期的な視点のニーズが詰まっています。



*4 ウェルビーイング (Well-being)

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

*5 コンパクト・プラス・ネットワーク (Compact Plus Network)

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを指します。

*6 レジリエンス (Resilience)

自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念です。一般用語としては、困難などに直面したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきましたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになりました。

*7 グリーンインフラ (Green infrastructure)

1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会の様々な課題解決に活用する考え方です。日本では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。

*8 PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、管理運営等について官民が連携することで、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的使用や行政効率化等を図るものです。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI等の複数の方式があります。

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う手法の1つです。行政の事業コスト削減と、民間ノウハウを活かした質の高いサービスの提供を行える手法です。

*9 アドプト・プログラム (Adopt Program)

地域団体等が公共の場所 (道路、公園、河川など) の清掃や美化活動を継続的に実施するもので、行政がその活動を支援するプログラムです。